

(5) 圏域内連絡調整にかかる新組織について

資料⑤

ごみ処理広域化調整会議設置要綱（案）

平成〇年〇月〇日 組合告示第〇号

（趣旨）

第1条 この要綱は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町(以下「関係市町」という。)におけるごみ処理広域化の課題について、協議、検討するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「組合」という。）にごみ処理広域化調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第3条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 関係市町におけるごみ処理広域化の実施に向けた協議、連絡、調整。
- (2) 新しいごみ処理施設整備、運営のための調査、研究。

（構成）

第4条 調整会議は、別表1に掲げる構成員で組織する。

（会議）

第5条 調整会議は、必要に応じて開催する。

（事務局）

第6条 調整会議の事務を処理するため、事務局を組合の建設推進室に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は調整会議で別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

行政名称	役職
彦根市	生活環境課長
	清掃センター所長
	清掃センター副所長
愛荘町	環境対策課長
豊郷町	住民生活課長
甲良町	住民課長
多賀町	産業環境課長
滋賀県	湖東環境事務所長
愛知郡広域行政組合	事務局長
湖東広域衛生管理組合	事務局長
	リバーセンター所長
彦根愛知犬上広域行政組合	事務局長
	総務課長
	建設推進室長